

## 宮城労働局内労働災害事例

(宮城労働局労働基準部健康安全課)

<b>トラック荷台上でコンクリートカッターと パワーゲートの間にはさまれ死亡</b>			
発生年月	平成 26 年 7 月 午後 6 時頃		
業 種	土木工事業	事業場規模	調査中
事故の型	はさまれ、巻き込まれ	起 因 物	建設用等機械

<b>発生状況</b>	<p>その日の作業を終え、自走式コンクリートカッターをトラックの荷台に載せ、固定し、パワーゲートを閉じた後、被災者が荷台後部に身体を入れたところ、傾きを変えるためのレバーに触れ、当該カッターの前部が上昇するとともに、後部が荷台後方側に動いてしまい、当該カッターとトラックの油圧昇降式積込床(パワーゲート)の間にはさまれた。詳細は調査中。</p>	
<b>災害防止対策</b>	<p>[現在調査中のため、災害特有の一般的対策を列举したものです]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 コンクリートカッターのレバーに不用意に触れないこと。</li> <li>2 荷物を積み終えたトラックの荷台上のように、狭隘な場所に立ち入らないこと。立ち入る必要がある場合であっても、荷の落下、移動、または機械の稼働によるはさまれ等の危険の有無を確認し、有の場合は、危険を排除した上で立ち入ること。</li> </ol>	
<b>留意事項</b>	<p>[過去の事例から災害防止のポイントを掲げています]</p> <p>一の荷でその重量が100キログラム以上のものを貨物自動車に積む作業又は貨物自動車から卸す作業を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、その者に作業手順及び作業手順ごとの作業の方法を決定し、作業を直接指揮すること等を行わせなければなりません。</p>	